

～医療費控除について～

医療費控除とは、確定申告をすることによって、下記の算式で求めた金額が所得から控除され、結果、所得税及び住民税が減額若しくは還付される制度です。

実際に支払った医療費の合計額－A－B(最高で200万円)

A:保険金等で補てんされる金額

B:10万円か、その年の総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額

医療費控除は既になじみ深い制度ではありますが、控除を受ける際には注意しなければならない点がありますので、そのうちのいくつかをご紹介します。

1. インフルエンザの予防接種費用は医療費控除の対象になる？

本格的な冬を迎えインフルエンザが流行する前に、医療機関で予防接種を受けられる方もいらっしゃるかと思いますが、予防接種はあくまでも病気を予防するためのものであり治療ではないため、**インフルエンザの予防接種費用は医療費控除の対象になりません。**

2. 人間ドックの費用は医療費控除の対象になる？

人間ドックは治療が伴わず、単なる健康診断に他ならないため、**人間ドックの費用は医療費控除の対象になりません。**

しかし、**人間ドックによる診断の結果、重大な病気が発見され、引き続きその病気の治療を受けることになった場合には、その人間ドックの費用も医療費控除の対象になります。**

3. 健康保険組合の「医療費のお知らせ」は医療費の領収証の代わりになる？

以前は「医療費のお知らせ」は医療費の領収証の代わりにはなりませんでした。平成29年分の確定申告から、**必要事項が記載されている場合には、「医療費のお知らせ」を添付することで明細書の記載を簡略化できるようになりました。**

但し、**「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費については明細書を作成しなければならないので、領収証等の保存が必要になります。**



今回ご紹介したケースはほんの一例です。医療費控除については、このほかにも、細かな決まり事がたくさんあります。これはどうなんだろう、といったご質問、ご不明な点がありましたらご相談ください。

**税理士法人
土手内総合事務所**